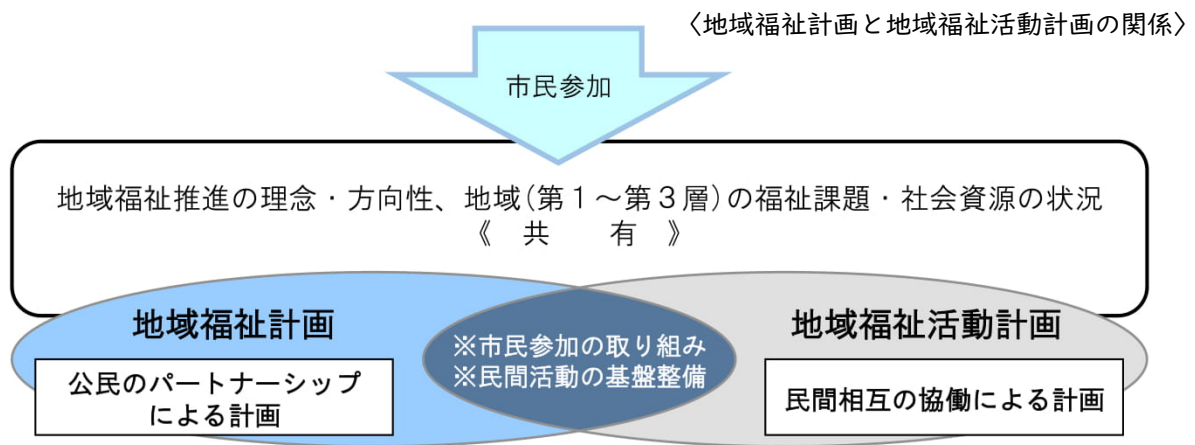


### 第3次奥州市地域福祉活動計画の中間見直しについて

令和2年度に策定した第3次奥州市地域福祉活動計画（以下、「地域福祉活動計画」という）の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間で、第1期を令和3年度から令和5年度、第2期を令和6年度から令和7年度とし、第1期と第2期の中間年度については、策定後に生じた状況の変化（各法律や制度の改正）等に対応するため内容を見直しました。

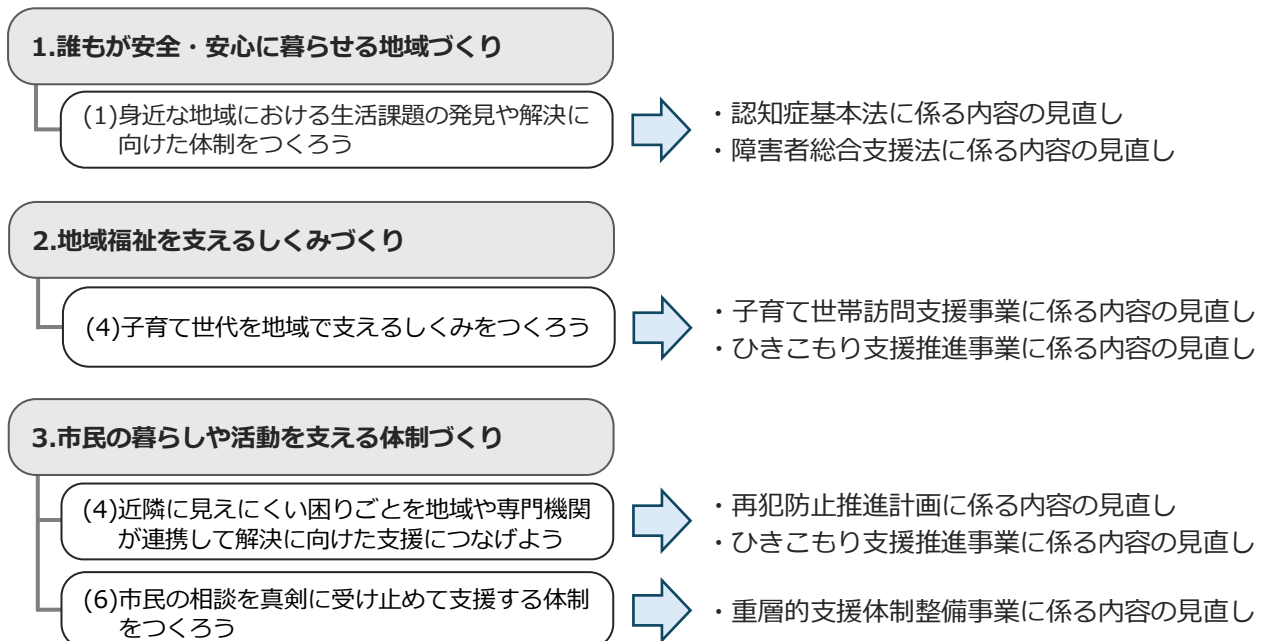
また、この地域福祉活動計画は、奥州市が策定した第3期奥州市地域福祉計画（以下、「地域福祉計画」という）と連動しており、地域福祉計画も同時に見直しを行ったため、その内容に沿って計画内容を一部改正し、第2期の福祉活動に向けて推進していきます。



出典：第3次奥州市地域福祉活動計画

#### 1 中間見直し項目

地域福祉活動計画の中間見直しの項目については、次のとおりです。



## 2 見直し内容

各項目における見直し理由及び内容については、次のとおりです。

➤ 1 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

(1) 身近な地域における生活課題の発見や解決に向けた体制をつくろう

【見直し理由】 認知症基本法及び障害者総合支援法の改正等に伴い、それぞれの環境に置かれた人々が地域で共に生活していくため、地域内での見守り活動から困りごと等の早期の発見とお互いに支え合える福祉教育の取り組みに向けて見直します。

➤ 2 地域福祉を支えるしくみづくり

(4) 子育て世帯を地域で支えるしくみをつくろう

【見直し理由】 児童福祉法改正及びひきこもり支援推進事業の実施に伴い、子育て世帯が地域社会とつながり続けられるよう、また、子どもたちが安心して日々の生活が送れるよう、サービスの利用から支援の体制づくりに向けて見直します。

➤ 3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

(4) 近隣にみえにくい困りごとを地域や専門機関が連携して解決に向けた支援につなげよう

【見直し理由】 再犯防止推進計画策定及びひきこもり支援推進事業の実施から、課題を抱える世帯等に対して、専門職員等による連携や伴走による支援の実施に向けて見直します。

➤ 3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

(6) 市民の相談を真剣に受け止めて支援する体制をつくろう

【見直し理由】 重層的支援体制整備事業の本格実施に向けて、各専門分野による相談対応と多機関による連携対応の実施に向けて見直します。

各項目の見直し内容については、「第3章 推進目標による実施計画」のとおり